

議 事 録

| | |
|----------|---|
| 会議の名称 | 平成29年度第2回茨木市個人情報保護運営審議会 |
| 開催日時 | 平成29年6月28日（水）午後6時～7時45分 |
| 開催場所 | 茨木市役所南館3階 防災会議室 |
| 会長 | 岡田 春男 |
| 出席委員 | 今井 俊裕 浦野 祐美子 岡田 春男 新野 三四子 武本 睦代 森 隆知 安尾 勝彦 【7人】 (敬称略、五十音順) |
| 欠席者 | なし |
| 諮問実施機関職員 | 戸田市民生活部次長兼市民生活相談課長、 坪田市民生活相談課長代理、近藤 |
| 事務局職員 | 中村総務部次長兼法務コンプライアンス課長、 樋之津法務コンプライアンス課長代理、南 |
| 開催形態 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 / <input type="checkbox"/> 非公開 |
| 議題（案件） | (1) 目的外利用に係る意見照会について (2) その他 |
| 配布資料 | ・ 議題(1) 諮問資料 |

開 会

事務局： 本日は委員7人が出席であるため、茨木市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定により会議は成立している。

会議の公開、議事録の作成についてはこれまでのとおりである。

この後の議事進行は、審議会規則第3条第1項により会長に依頼する。

議題 目的外利用に係る意見照会について

岡田会長： 本日傍聴者はいるか。

事務局： いません。

岡田会長： 議題について、関係課の説明に先立ち、事務局から説明をお願いします。

事務局： 諮問事項は、茨木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第2項第6号の規定に基づく目的外利用の可否についてである。

近年いわゆるごみ屋敷が社会問題化する中で、茨木市ではこれまで各担当課が個別に対応を行ってきたが、本年4月に関係課による連絡会を設置し、各課が情報を共有しながら連携してごみ屋敷の解消に取り組むこととした。そこで、連絡会においてごみ屋敷の居住者（以下「対象者」という。）への支援策を検討するに当たり、連絡会の事務局を務める市民生活相談課に關係課が保有するごみ屋敷に関する情報を集約するため、個人情報の目的外利用を行うことを検討するものである。

岡田会長： 次に、市民生活相談課から説明をお願いします。

市民生活相談課： 今回の諮問に至った理由として、平成29年4月に庁内の関係課で構成する「茨木市住居における物品の堆積による不良な状態を解消するための支援連絡会」を設置し、庁内連携のもとごみ屋敷の解消に取り組むこととした。事務局としてとりまとめるに当たり、庁内関係課が保有する個人情報の目的外利用を行いたいため、条例第9条第2項第6号の規定により意見を求めるものである。

本市においてもいわゆるごみ屋敷は散見されており、市民生活相談課でも地域住民から相談、苦情を受けている。現場の確認や対象者との面談を行うと、対象者が周辺環境に迷惑をかけているという自覚に乏しい等問題認識に欠けている様子が多く見られた。また、対象者との関わりを持つに当たり、最初からごみ屋敷の解消を目指してコンタクトを持つと信頼関係を築きにくいのが現状である。さらに地域の見守り活動等を行う福祉部門においては、独自に対象者への見守りを行っていることが想定される。昨年度から、ごみ屋敷の解決にあたって有効策の検討を重ねて、4月に支援連絡会を設置した。支援連絡会設置の第一歩として市内のごみ屋敷の情報集約を行うため、それぞれの関係課で把握している情報について提供を受けたいと考えている。

<諮問書及び別紙の読み上げ>

支援連絡会には連絡会議とケース検討会議があるが、連絡会議においては個

人情報を共有することではなく、あくまでも具体的に解決策の検討を行うケース検討会議にて共有する予定である。また、収集した個人情報には自動暗号化システムで暗号化し、文書共有サーバーで管理をする。

説明は以上である。審議の程よろしくお願ひしたい。

岡田会長： 市民生活相談課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。

安尾委員： 諮問書の別紙中の「目的外利用する個人情報の項目」欄に、目的外利用する個人情報が書かれている。議論をするに当たって所管課が所有する全ての項目を共有する必要はないと考えるが、ごみ屋敷を解消するために必要な、最小限の項目は何か検討したのか。

市民生活相談課： 同じごみ屋敷でも抱えている問題が違うため、情報を絞るのが難しいと考えている。記載項目について、全ケースで全ての情報収集をするのではなく、あくまでもそれぞれの課題に応じて必要最低限の情報のみ収集する。

安尾委員： 個々の所管課で検討する際は各々の事情が違うため、個人情報の項目が多数必要だと思うが、複数の課でごみ屋敷かどうか審議するときまでに、生活保護受給者であるとか身障者であるとかいう項目は必要なのか。一般論としての必要性は分かるが、収集する個人情報の項目を最小限にするため、議論をされたのか。必要最低限の情報に絞ることを考えれば、目的外利用を行うことはそんなにハードルが高くないと考える。

市民生活相談課： ごみ屋敷の解消を図るために支援策を検討する上で、様々な情報が必要だと考えている。ただし、それぞれの事務の内、目的外利用を検討している個人情報は一部であり、あくまでも支援策を検討する上で必要なものを取捨選択している。また、個別の支援策検討はケース検討会議にて行うが、例えば障害者の方なら障害福祉課はじめ対象者と関係する課の担当者しか会議には入らない。関係のない課には、個人情報の共有はされない。

安尾委員： そういうことであれば、もっと分かりやすい説明にされた方がよい。この説明だと、全課が全ての個人情報を共有するようにしか見えない。

森 委 員： 4月に設置された支援連絡会と事務局は一体と考えてよいのか。事務局で個人情報を集約し連絡会議もしくはケース検討会議に情報提供することは、目的が一致しているから何の手続も要らないのか、それとも再度目的外利用を行っているかと位置付けるのか分からない。

市民生活相談課： 目的外利用ではないと考えている。

森 委 員： 支援連絡会と一体であると。

市民生活相談課： そのとおりである。

森 委 員： 別紙2の中で事務局から連絡会議とケース検討会議に向けた矢印があるが、連絡会議は個人を特定する情報は扱わず、ケース検討会議は個人を特定できる情報を扱うということなので、完全に線引きされているのか。

市民生活相談課： そのとおりである。連絡会議は例えば市全体の情報共有を行うが、ケース検討会議では個別事案を検討するため、個人情報を共有しなければ解決はなかなか難しいと思っている。

- 森 委 員： 先ほどの質問に関係するが、各担当部課から事務局に情報提供があれば、事務局に一旦全ての情報がくることになる。事務局からケース検討会議に情報を提供する際に、情報の取捨選択があるかどうか知りたい。業務の効率化という意味では最初に全ての情報をもらい、全てケース検討会議に流すのがいいと思うが、個人情報保護の観点では、事務が煩雑であっても最小限の個人情報の共有にした方が個人情報の漏えいを防ぐためにいいのではないか。
- 市民生活相談課： 当初の調査は別添3-2の調査書を用いるため、そこに書いてある以上の項目については取捨選択をした上で共有する予定である。
- 岡田会長： 連絡会の一機関として連絡会議、ケース検討会議、事務局があるが、関係課が事務局に外部提供した情報を、連絡会が目的外利用するということか。
- 事 務 局： 調査書の内容は事務局で集約するが、ケース検討会議に出される情報は持ち寄るような形を想定しており、二段階の目的外利用とは考えていない。
- 岡田会長： 今回の事務は一過性のものではなく、ごみ屋敷を解消するという責務を遂行するために長く続いていくと思われる。ただし、案件が発生するごとに諮問を行うのも難しいため、ごみ屋敷の解消に限定して、各課が所管する個人情報を連絡会に目的外利用したい、と包括承認のために諮問したのではないのか。
- 市民生活相談課： そのとおりである。
- 岡田会長： 具体的なごみ屋敷が見つからない段階では、安尾委員が懸念されるような心配事はまずないと思われる。ごみ屋敷が特定されて、それを解消する段階において、特定の個人情報が必要になるということか。
- 今井委員： 調査書の作成は各関係課が行い、市民生活相談課に提出するとのことだが、ケース検討会議が始まる前に市民生活相談課には個人情報はたどり着くと。
- 市民生活相談課： そのとおりである。
- 岡田会長： 個人情報保護の観点から規制及び配慮している点については、所管課以外の課に提供する目的外利用であっても当然同様にしなければいけないと思う。
- 安尾委員： 最初に情報収集するときには、だいたいの住所と堆積状況が分かればいいのではないかと考える。
- 岡田会長： 連絡会の事務局である市民生活相談課でも、担当課や所管課と同じくらい個人情報の保護については当然配慮するということか。
- 市民生活相談課： そのとおりである。
- 武本委員： 連絡会の仕組が図表だけではよく分からないため、再度説明してほしい。
- 市民生活相談課： 総括的事項の検討は連絡会議で行うが、具体的なケースの支援策を検討する場合はケース検討会議で行うこととなる。
- 武本委員： 連絡会議の存在意義とは。
- 市民生活相談課： 連絡会議では、市域全体の状況や支援の進捗等を共有する予定にしている。
- 岡田会長： 先ほどの話に戻るが、今回の諮問は連絡会という組織体が個人情報を目的外利用することにある。ただし、通常とは違い継続性のある事務のため、ごみ屋敷の解消に限定して、各課が所管する個人情報を連絡会に目的外利用して

もかまわないかと諮問したのではないのか。

市民生活相談課： そのとおりである。

安尾委員： 連絡会議では具体的にどんな情報を共有する予定か。

市民生活相談課： 件数等を予定している。

安尾委員： 堆積物の量等は具体的に数値化されないのか。具体的な数値をもとに優先度を決めないのか。

市民生活相談課： 事務局で状況を把握してから、ケース検討会議に諮ることを考えている。

森 委 員： ケース検討会議の開催を決めるのは会長なのか、事務局なのか。

市民生活相談課： 開催は会長、副会長が事務局と相談して開くことになる。

岡田会長： 確認だが、担当課は今日以降に入ってきた情報は連絡会に提供するのか。

市民生活相談課： 提供していいと考えている。

岡田会長： しかし、目的に合致しているかどうか検討するために、ある一定の期間で再度諮問すべきだと考える。

安尾委員： この調査書を台帳として考えて、支援が終了すれば終了時期を記入した上で台帳から落としていくとか、一定の期間内において、どういうサイクルで何をするか決めた方がいいと思う。

事 務 局： 進捗状況の報告が、適当な時期に必要ではないかと。

岡田会長： そう考える。個人情報保護の運営状況を年に一度報告するように、更新の手続を取る必要があるのではないか。

事 務 局： 継続反復する事務の取扱いについては、事務局としても解釈運用に悩んでいるところでもある。今回の事務でいうと、新しい事例が発生した際に速やかに対応するためには、包括承認を検討していただきたい。

岡田会長： 臨機応変にすればいいと思うが、最初に承認を得たから今後諮問を行わないというのは難しいのでは。

森 委 員： 昨年度審議した内容（平成28年度第2回個人情報保護運営審議会議事録参照）では必要な情報や手続等がある程度決まっていたが、今回の事務は状況によって必要な情報が変化するのが難しい案件だと思う。また、目的外利用には違いないが、内部と外部の考え方が難しい。ケース検討会議には民生委員等の外部機関が入ってくる。ただ、外部機関にも頑張ってもらわなければ問題解決に至らないと思われる。

岡田会長： 民生委員は連絡会を構成するものではないという認識で間違いないか。

事 務 局： 必要に応じて出てもらうことはあるが、当然最小限の出席にはなる。また民生委員等にも守秘義務がある。

武本委員： 個人情報漏えいしないためにも、具体的な基準を作っておいた方がいいのではないかと考える。病歴等のごみ屋敷の解消に本当に必要なのか。

事 務 局： 連絡会に集まる職員には守秘義務が課せられているため、個人情報が漫然と出ていくリスクが低いことは間違いない。病歴が必要か否かという問題については、病気が原因となつてごみを溜めることも考えられるため、事務局や担当課の判断になると考える。

- 武本委員： 了解した。
- 今井委員： ケース検討会議は年何回企画するのか。
- 市民生活相談課： 地域から相談、要望があれば都度対応したいと考えている。
- 新野委員： ケース検討会議に入る方の範囲はどのようなものか。
- 市民生活相談課： 要綱には「座長が必要と認めたとき」には「構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。」とあるが、守秘義務で守られた方を第一に考えている。
- 新野委員： 専門職を念頭に置いているということか。了解した。
- 安尾委員： 調査書の回答方法だが、宛先のメールアドレスはどうなっているのか。
- 市民生活相談課： 宛先は市民生活相談課宛になる。調査書は暗号化されるため、外部に漏れて解読されることはないと考えている。
- 安尾委員： 宛先は個人宛か、課宛か。
- 市民生活相談課： 課宛になる。
- 安尾委員： 真のセキュリティを考える上で、課内の職員が誰でも見れる状態を改善する余地がないのかという気はしている。
- 事務局： 庁内独自のシステムを使うため外部に出ない仕掛けにはなっているが、宛先は、事務の効率化を兼ねて課宛に送ることが多い。
- 安尾委員： セキュリティを考えるのであれば、個人宛を検討するのもひとつかと。
- 武本委員： 不測の事態が起こったとき、誰が責任をもって提供された情報を管理するのか、非常に不明確な気がする。責任の不明確さが一番の問題と思うのだが。
- 事務局： 例えば漏えいが発生した場合は、所属長が責任を負うことになっており、組織として責任の所在ははっきりしている。悪意がある場合でなければ、外部の人間に情報が漏れるようなことは考えられない。
- 武本委員： 了解した。
- 岡田会長： 調査書作成要領は、市民生活相談課が関係課に送付するのか。
- 市民生活相談課： そのとおりである。
- 岡田会長： 他の委員も心配するように、メールで文書をやりとりするという簡易な形式だと、担当職員が離席している間に、他人が見る可能性がある。そういうことも考慮に入れて個人情報漏えいの危険性をできる限り小さくするよう配慮していただきたい。
- <質疑応答終了／市民生活相談課 退室>**
- 岡田会長： 本件諮問についてどのように答申すべきか、意見はあるか。
- 森委員： 調査書作成要領の中で、「資料作成にあたっては個人情報に細心の注意を払うこと」等注意書きを入れるのはどうか。
- 岡田会長： 個人情報保護の点について十二分に配慮していただきたいという主旨の文言を入れるということか。
- 安尾委員： 調査書により収集する個人情報を住所のみにするのはどうか。住所以外の個人情報は担当課が分かっているからいいのではないかと。
- 岡田会長： 安尾委員の趣旨としては、検討会議に入る前の段階の調査は最低限必要な情

報で行い、検討会議を開いた後にもう一度詳しい調査をするという風に、段階を分ければいいのではないかと。

武本委員： 賛成。

今井委員： ケース検討会議の開催前に優先順位や対策等を決定するに当たり、行政としては色々と分かっていた方がやりやすいのだろう。

事務局： 検討会議の目的は、強制的にごみを排除するのではなく対象者を支援することで根本的な理由を解決し、ごみ屋敷の解消を図るところにある。情報が多ければより具体的な話ができるため、初めの段階で項目を選んでいる。

岡田会長： ごみ屋敷の解消について、対象者の自発的な行動を支援することに目的があると理解しているのか。

事務局： そのとおりである。

岡田会長： その目的であれば、できるだけ個別の情報がほしいというのも頷ける。排除であれば、排除の必要性の有無だけで、個人情報是要らないだろうが。

浦野委員： 連絡会に上がるというのは相当の状態であり、おそらく担当課の情報にも重なるところがあると思われる。最終的に個人情報が必要になるのであれば、最初から名前を出していてもよいのでは。

新野委員： 私も住所、氏名、障害の有無くらいはあってもいいと考える。

武本委員： 対象者に寄り添いながら堆積物を片付けることが可能とは思わなかったため、個人情報は必要ないと考えていた。

新野委員： 武本委員同様、排除ではなく、困っている方の支援が目的と分かってきたため、私も考え方が変わってきた。

岡田会長： ごみ屋敷になった状態と個人的事情も考慮に入れて、様々な対策を講じることになると思う。安尾・森両委員はじめ委員の意見を考慮して、個人情報に十二分に配慮するよう明記してもらうのはどうか。

森委員： あと一点、別添3-1の「6 問合せ」のところに、連絡会の事務局として市民生活相談課が窓口だと分かるような表記をしてほしい。

岡田会長： 同感である。

安尾委員： 支援を第一義とするならば、テレビにあるような強制執行はこの事務とは別に行うのか、それとも事務内で行うのか。そこがはっきりしない。

岡田会長： 強制執行となると市長が行うことになるが、茨木市の法制上は条例整備しないとイケないのでは。

事務局： 会長の言うように、道路にはみ出ている分は対応できるが、敷地内にある分は条例を作らないと代執行出来ない。

今井委員： これまでの話では、病気等を原因として結果的にごみの中で生活している人をどういう風に福祉に繋げていくかが重要ということである。先天性の障害があるのか、あるいは無職で生活が成り立たないなら生活保護に繋げるとか、自立支援を促すとか。究極には対象者の氏名・電話番号は省くというように、調査書で省ける個人情報もなくはないが、結局支援に合わせてごみ屋敷の所有者や管理者と連携をとらなければいけなくなることも考えられるた

め、一定の個人情報がある方がやりよいということかと。難しい問題だ。

武本委員： 精神疾患をお持ちの方や高齢者となれば調査書にあるような内容の把握は必要だと考えるし、実際問題、所有者や管理者が誰か分からないと対応に時間がかかり困ることがある。なので、所有者や管理者の個人情報は必要ではないかと考える。障害や傷病が一切ない人であれば省いてもいいかもしれないが、支援が必要な方には調査書の個人情報の項目は全て必要な事項かと考える。どちらかという、支援する方の選定が一番の問題ではないか。

安尾委員： 支援連絡会設置要綱には「堆積による不良な状態を解消するため」と書いてあるが、支援の中には、解消だけでなく予防的な措置が入るのではないと思う。

岡田会長： 予防も含めて、連絡会は活動してもいいのではないかと。

安尾委員： 目的と支援内容が合致した方がいいだろう。

事務局： 立法者としては、今あるものをなくすということに尽きると考える。その先に当然予防も入ってくるが、近隣住民からの苦情もあるため、とりあえずは不良な状態にある家屋を何とか解消していこうというのが今回の趣旨である。

岡田会長： 他に意見がなければ、委員会としての意見を統一する。連絡会がごみ屋敷解消という行政上の目的及び責務を果たすために、各担当課が保有する個人情報を目的外利用するということについて、条例第9条第2項6号の「公益上の必要その他当該保有個人情報を利用又は提供することについて合理的な理由があり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがない」という条文に合致すると考える。調査書作成段階において個人情報に十二分に配慮するよう明記させた上で、了承したいと思うが、よろしいか。

各委員： <異議なし>

岡田会長： それでは、本件諮問について応諾の答申をする。

議題2 その他

岡田会長： 次の議題について、委員から何かあるか。
事務局からは何かあるか。

事務局： 現在諮問を検討している課があるが、時期は具体的に決まっておらず今秋を予定している。夏過ぎから秋頃にかけて日程調整の上、次回審議会を開催したい。

新野委員： 会議の通知文に事務局の連絡先を明記してほしい。

事務局： 了解した。

岡田会長： 本日予定されていた議題は全て終了したため、本日の個人情報保護運営審議会は閉会とする。

閉会
